

所有者不明土地問題研究会（第4回） 議事概要

日時：平成29年12月13日（水） 7:30～9:15

場所：ルポール麹町

○冒頭、増田座長と加藤顧問からの挨拶。

- ・1月からスタートした本研究会も今回で最後。みなさまの御協力に感謝。
- ・最終報告については、できる限り皆様からの意見を取り入れて作成。
- ・土地の所有権を手放すことができる仕組みと受け皿のあり方等引き続き議論が必要な項目もあり、本問題は広く国民を巻き込んで議論すべき問題。

○以降、各出席者からコメント。

- ・財産管理人の選任申し立て権を市区町村長に付与するという提言について、予納金を市町村長が負担するのかなど等、費用負担との関係は検討が必要。
- ・本問題については、全国市長会でも『土地利用行政のあり方に関する特別提言（平成29年6月7日）』を公表した。民間プラットフォームでも提言ができたことは官民一体となる観点から有益。
- ・「一定の公共的事業のために土地の一定期間の利用を可能とする制度の創設」は、現場の問題意識に合致している。
- ・土地基本情報総合基盤について、既存の台帳を繋ぐことは不明土地問題の対応として大切だが、個人情報保護などの観点等から様々な意見があるため、慎重な検討が必要との丁寧な書きぶりとなっております。慎重さを留保しつつ提案したということが重要。
- ・本研究会における情報発信により国民の理解が深まった。最終報告は政令指定都市市長会の提言（平成29年5月23日）も包含しており、この文案でお願いします。
- ・財産管理人の申立ての趣旨は、「利害関係人に自治体が含まれることを確認的に記載すること」ではなく、「自治体が利害関係人に該当しない場合でも市町村長に申立て権を付与するもの」と理解している。ぜひ、利害関係人に該当しない場合でも申立て権を付与する形で法律を改正していただきたい。
- ・放棄された負動産の受け皿のあり方の検討が重要。この場合、管理コストの問題が大事。知恵を絞って自治体が引き受ける方法を考えることも必要だが、地域を超えて活動するNPO法人を支援するなど管理のあり方の検討が必要。
- ・土地基本情報総合基盤で扱う情報は個人情報等デリケートな問題を含んでいるが、土地活用革命の名にふさわしく、思い切った取り組みが必要。少なくとも固定資産税情報は自治体内で自由に使えるようにするべきではないか。また、マイナンバーによる紐づけも積極的に進めていくべきではないか。
- ・共有地の問題は根深いものがあると思うが、前向きに進むことを期待。
- ・相隣関係のルールについても、多角的な見直しが必要。
- ・公的機関がつくった相続関係の書類について、効率化の観点から民間の事務手続きの際にも使えるようにするべき。
- ・空地・空家、遊休農地、放置森林の利活用は、直接的には所有者不明土地問題ではないが、未利用のままでは所有者不明土地になる可能性が高いため、利活用を促進すべき。その際、不明土地が含まれることを前提とした対策が必要。自治体にも大きな役割がある。
- ・所有者、公共機関及び国民のそれぞれが取り組む責務を明確化し、義務を果たしていくことが重要。また、所有者不明土地を活用していく場合、そのことにより影響を受ける人々の権利に配慮することが重要。
- ・公共の利益は地域の総意に見いだすことを基本とすべきであり、放棄された土地の受け皿となる公的色彩を持った組織は、国レベルの大きな組織ではうまく機能しないのではないか。
- ・土地情報総合基盤の所有者情報について、マイナンバーをキーにして紐づけることはコストや個人情報等様々な課題があり、慎重な検討が必要。

- ・所有者が不明な土地を不明なままで利用できる仕組みについては全面的に賛成。
- ・所有する意欲が失われた土地を自由に放棄がすることができないと、不明土地が増加する。放棄された土地の受け皿は公的機関が責任をもって管理することを含めて検討が必要。
- ・土地所有権の放棄が認められると、その土地は無主となり国庫に帰属する。放棄は単独行為である。今回提言された制度は、放棄ではなく、むしろ合意をベースとする制度のように見える。もっとも、この仕組みに乗らない場合には、土地所有者に放棄を認めるべきかどうかの問題となる。民法上は、放棄のルールが明確ではない。また、無主の土地が国庫に帰属するという規律も、帰属先や方法についてなお検討の余地がある。
- ・本問題は、国だけでも、地方公共団体だけでも解決はできない。国、地方公共団体、新たな公共等それぞれがどのような役割を担うかが重要。
- ・偏った意見かもしれないが、現代版検地は地籍調査で実施すべき。
- ・人口減少等により、資産としての土地の保有や管理に対する関心が低下し、所有者不明土地が増加してきた。本研究会で本問題について国民の関心を引き出したことは非常に意義深い。
- ・住民票の除票は所有者探索の重要なツールであり、保存期間の延長が必要。
- ・土地は極めて公共性を持つ国民の財産であり、私有財産であるが、公共の福祉に役立てるといような認識が幼い頃から着実に浸透していくことが大切。大人のテーマではなく、子供も含めた全国民の共通認識になることが重要。